特定非営利活動法人 東京断酒新生会

定　款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人東京断酒新生会という。

（事務所）

第２条　この法人は、事務所を東京都墨田区に置く。

（目的）

第３条　この法人は、東京都内において、アルコール依存症に関する啓蒙を行い、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめるとともに、自らの意思により断酒生活を実行しようとする者の社会性回復の促進を図り、もって広く保健、社会福祉に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、福祉の増進を図る活動

(2) 社会教育の推進を図る活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

(1) 定期的断酒例会の開催等による、断酒継続、社会復帰促進事業

(2) 酒害相談事業

(3) 刊行物、講演会、研修会等によるアルコール依存症に関する啓蒙広報事業

(4) 機関誌の発行事業

第２章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と言う）上の社員とする。

正 会 員　　この法人の目的に賛同して入会した個人

賛助会員　　この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

（入会）

第７条　この法人の正会員になろうとする者は、何人でも何時でも入会できる。

2 申し込み者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は第１項により、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 理事長は入会申し込み者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

5 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める賛助会費を納入することによって会員となることができる。

（入会金及び会費）

第 8 条　正会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第 9 条　正会員が次の各号の一つに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 継続して 6 ヵ月以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

（退会）

第 10 条　正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第 11 条　会員が次の各号の一つに該当する場合は、理事会の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（拠出金品の不返還）

第 12 条　既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第 3 章　役員

（種別及び定数）

第１３条この法人に、次の役員を置く。

（１）理事１５名以上３５名以内

（２）監事２名

２　理事のうち１名を理事長、２名を副理事長、１名を常務理事、若干名を常任理事とする。

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長、常務理事、常任理事は、理事の互選による。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が 1 名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることはできない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その業務を代行する。

3 常務理事は、常務を処理し事務局を統轄する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 常任理事は、理事長の諮問に応じ会務を執行する。

6 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その業務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には、一切の報酬を支払わない。

2 役員が職務を執行するために要した費用を弁済することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び収支予算並びその変更
(4) 事業報告及び収支決算
(5) 役員の選任及び解任
(6) 借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(7) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 ヵ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第 15 条第 6 項(4)の規定に基づいて招集するとき。

3 総会は、ウェブ会議、テレビ会議、音声会議等でのシステム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）によって開催することができる。

（総会の招集）

第 24 条総会は、前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第 25 条 総会の議長は、理事長が指名する。

（総会の定足数）

第 26 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

（総会の議決）

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）

第 28 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知した事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　やむを得ない理由により総会の場に来られない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に出席し、表決することができる。

５　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わること

ができない。

（総会の議事録）

第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長に指名された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

（理事会の構成）

第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）

第 31 条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 役員の業務管掌

(4) 入会金及び会費の額

(5) 事務局の組織及び運営

(6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

（理事会の開催）

第 32 条　理事会は、次に掲げる場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき

（２）理事総数の５分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面もしくは電磁的方法により招集の請求があったとき

２　理事会はウェブ会議、テレビ会議、音声会議等のシステム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。）によって開催することができる。

（理事会の招集）

第 33 条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号の場合にはその日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的、及び審議事項を記載した書面もしくは電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（理事会の定足数）

第 34 条　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ開催することはできない。

（理事会の議長）

第 35 条　理事会の議長は、理事長が指名する理事がこれにあたる。

（理事会の議決）

第 36 条　理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、出席した理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の表決権等）

第 37 条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 やむを得ない理由により理事会の場に来られない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、理事会に出席し、表決することができる。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面もしくは電磁的方法による表決者、又は、オンライン会議システムによる出席者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

第 5 章　資産

（構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) その他の収入

（区分）

第 40 条　この法人の資産は、特定非営利活動に関する資産とする。

（管理）

第 41 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章　会計

（会計の原則）

第 42 条　この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則にしたがって行わなくてはならない。

（会計区分）

第 43 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係わる事業会計とする。

（事業年度）

第 44 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び予算）

第 45 条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、事業年度ごとに理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 46 条　前条の規定にかかわらず理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費）

第 47 条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第 48 条　予算成立後にやむを得ない理由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正することができる。

（事業報告及び決算）

第 49 条　この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の処置）

第 50 条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第 51 条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第 52 条　この法人は、次に掲げる理由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の不能

(3) 正会員の欠乏

(4) 合併

(5) 破産
(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人になる。ただし、合併の場合の解散を除く。

（余剰財産の帰属）

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散は除く。）したときに残存する財産は、解散総会に出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人又は公益法人に寄付するものとする。ただし、選任する法人は本法人の目的と類似すると認められるものの中から選ばれるようにしなければならない。

（合併）

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第57条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
2 事務局には事務局長及び必要な職員を置く。
3 事務局長は常務理事がこれにあたる。
4 事務連絡を目的とし、事務局と各地区断酒会幹事で構成する幹事会を設けることができる。

（職員の任免）

第58条 職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第59条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

第10章 雑則

（細則）

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

付則

1

この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初事業年度は、第 44 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 12 年 3 月 31 日間でとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 1,000 円

(2) 月会費 1,000 円

付則

1 定款の一部変更 (平成 14 年 6 月 2 日の通常総会において承認される)

(変更箇所)

第 16 条第 1 項変更前役員の任期は 1 年とする。ただし、連続 4 期以内での再選を妨げない。

変更後役員の任期は 2 年とする。ただし、再選を妨げない。

(施行時期) 定款変更認証申請が認証され次第。

別 表

設立当初の役員

	役 名	氏 名
1	理 事	綱島 義一
2	理 事	八木 真
3	理 事	齋藤 利夫
4	理 事	小野 善彦
5	理 事	西田 実
6	理 事	芝本 和夫
7	理 事	立木 鐵太郎
8	理 事	西勝 英雄
9	理 事	正木 博人
10	理 事	井上 修平
11	理 事	茅野 加代子
12	理 事	鈴木 孝男
13	理 事	箕輪 春三
14	理 事	佐々木 功
15	理 事	有村 兼清
16	理 事	渕上 俊和
17	理 事	鈴木 利春
18	理 事	松本 光仙
19	理 事	豊島 靖
20	理 事	平賀 恂
21	理 事	北浦 昭夫
22	理 事	細井 康男
23	理 事	鈴木 恒夫
24	理 事	小林 崇
25	理 事	田中 健治
26	理 事	吉野 重雄
27	理 事	坂 時英
28	理 事	内藤 君夫
29	理 事	渋沢 良弘
30	理 事	風見 豊
31	理 事	大下 亮
32	監 事	渡辺 宏一
33	監 事	林 弘造

1999年(平成11年)11月